

三重県からのお知らせ

廃棄物監視・指導課の取組状況

①産業廃棄物監視・指導状況

(1) 監視体制の整備

昭和62年度に県庁内に専属の産業廃棄物監視担当を2名配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始しました。以降、体制を年々強化し、平成22年4月からは、警察官4名、警察官OB6名を含む20名の体制となっています。

【フリーダイヤル（通話料無料）】

廃棄物ダイヤル110番 0120-53-8184 (ごみはいやよ)
 廃棄物ファックス110番 0120-53-3074 (ごみみえなし)

県民の皆さま等からの情報を提供いただけるよう、フリーダイヤルの廃棄物ダイヤル110番及びファックス110番を開設しています。皆さまからの不法投棄に関する情報提供に対しては、その受理後速やかに現場の確認を行い、適切な対応に努めています。

(2) 監視・指導の状況

不法投棄等の不適正処理事案については、依然として予断を許さない状況にあります。そのため、間隙のない監視・指導体制を維持するため課員の資質向上に努めるとともに、プライオリティの設定による効率的な監視活動を実施しています。

悪質な事業者等に対しては、警告などの文書指導や許可取消しなどの行政処分、告発等により厳正に対応しています。(表1)

表1 監視指導状況の推移

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
延べ監視件数(件)	3,656	3,737	3,769	3,170	3,576
指導件数(件)	1,162	951	1,069	1,406	1,889
指導文書発出数(件)	46	40	66	134	147

また、平成25年度の新たな産業廃棄物の不法投棄件数は14件となり前年度までの漸減傾向から一転して、増加に転じました。(表2)

表2 新たに確認された不法投棄事案

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
確認事案数(数量t)	23 (254)	23 (426)	18 (462)	8 (275)	7 (150)	14 (623)

②効果的な監視・指導

通常の立入検査のほかにも様々な監視活動を行っています。

県と産業廃棄物協会とは、相互に連携し、合同パトロールや後述の全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける啓発活動や、産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行っています。

- (1) 産業廃棄物上空監視(スカイパトロール)
- (2) 産業廃棄物運搬車両路上検査
- (3) 不法投棄監視カメラ
- (4) 民間監視パトロール
- (5) 県及び産業廃棄物協会の合同パトロール

③全国ごみ不法投棄監視ウィークの取り組み

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」には県民、事業者、産業廃棄物協会等の関係団体と行政が一体となって、監視や啓発活動を実施するなど、ごみの不法投棄対策に取り組んでいます。

今年は、同ウィーク中に津市、産業廃棄物協会と合同で、イオン津店、イオンモール鈴鹿にて街頭啓発を行いました。



【街頭啓発の状況】

『三重県の地震・津波対策』講演会



平成26年5月30日、第3回通常総会の席で、三重県防災対策部防災企画・地域支援課長加太竜一氏から「三重県の地震・津波対策～被害想定調査結果を受けて～」と題しましてご講演いただきました。

東日本大震災から見えてくる様々な教訓・課題については、地震津波の規模が想定を超えたため従来のハザードマップが安心材料になり被害を拡大させたこと、女性や外国人等の視点での避難所運営が必要とされたこと、役所や病院などが被災したことなどの説明がありました。

南海トラフ地震については、東海・東南海地震からすでに70年経過しており今後30年以内に60%～70

%の確率でM8以上の地震が発生すること、又、災害廃棄物の発生量は約20年分のごみの量に相当することなどの説明がありました。

そして、三重県の新地震・津波対策の取組などを分かりやすくご説明いただきました。また、「津波が地震発生後数分で到達するところではどこから情報を得て避難するのか」との質問があり、「情報を待たずできるかぎり高台へ避難してください」と回答がありました。